

ふるさとだより

2011年6月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

ふるさとの家



〒557-0004 大阪市西成区菟之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

〔郵便振替 00930-2-50858〕

E-mail : cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

ふるさとの家の便り

代表・ルカ・ホルスティンク

新しい年になって、もう6ヶ月です。今年は国内外でもいろいろなことが起きて、あっという間に半年が過ぎたような気がします。特に、3月11日の東日本大震災以来、毎日のように家や家族を失った人たちのことを懸念しているところです。教会では、4月24日に復活祭を祝い、日本のこれからの復活をみんなで祈りました。今週、復活節も第5週目に入ります。毎週教会で復活の話を聞いたり、テレビや新聞でニュースを見たりして、被災者を支援しようとしている人々を見ると、今こそ、日本が新しい復活に向けて歩みだしていることを感じます。

さて、ふるさとの家が、昔の食堂から今の新しい活動の場になって20年になります。スタッフやボランティアが、真剣に家のない人の話を聞いたり、自立のための支援をさせていただいたりしてきましたが、この間の職員会議で新しい課題についての話が出ました。ふるさとの家では、今まで1000人以上の人が相談に見えました。その人たちが、路上生活をやめてアパートに入り、生活保護をもらえるようになるまで、お手伝いをしてきましたが、最近、相談にみえる人が減ってきたのもうれしいことです。それは、行政や民間の意識が高まって、他にも相談を受ける場がふえてきたからです。

今相談者が減っていることは、いいニュースであると同時に、わたし達の活動についての反省の機会でもあります。今までは人も時間も余裕がなくて、アパート生活を始めた人たちのアフターケアにまで、手が回りませんでした。何人かの一人暮らしの人を訪問はしていますが、なかなかすべての人たちに行き届かなかったのです。これからは、今一番のニードである一人暮らしの人のアフターケアにも力を入れていきたいと思っておりますので、引き続き支援者の皆様のご協力・ご指導をどうぞよろしくお願いいたします。

5月より、森安さんから引き継いで相談室に入ることになりました、古賀と申します。相談件数が減少していることと、居宅生活をしている方々の支援を強化していくため、相談室を5月から、週3日だけ開くことになりました。まだまだ分からないことも多く、頭がいっぱいになってしまうことも多々ありますが、さまざまな人に助けて頂きながら、毎日本当に色々なことを学ばせて頂いています。その相談室での体験から（まだ短い経験しかありませんが…）私の感じたことを書きたいと思います。

三徳ケアセンターという短期療養型の施設があります。そこに入って体調を整えたいといって、ふるさとの家に来られる方の数が最近多いです。ふるさとの家を含む、協友会が確保しているベット数には限りがあるため、多い時には断らざるを得ません。年配の方や、体の調子が悪い方を優先に入ってもらっていますが、最近は若い方も増えています。ケアセンターに入っても、また外に出てシェルター宿泊や野宿をすれば、回復しつつあった体調もまた悪化してしまいますので、生活保護には興味はないか、尋ねてみます。何人かはこう言われます。「まだ体は大丈夫だし、特掃でやっていけるから…本当に必要なときにはよろしくお願いします。」ぎりぎりまで生活保護の世話にはならず、充分食べ物がない中で、不平も言わず、なんとか自分で生活していく姿には本当に頭が下がります。そんな姿を前に、私自身の生き方は甘いなあと感じさせられます。

また、仕事がなく生活に苦しんでいる人に対する施策が、本当に乏しいと感じます。最終的には生活保護しかないのです。ある日、ひとりの50代の男性が衣類を頼みに来たついでに話をして行きました。「自分はホームヘルパーの資格と運転免許の資格を持っている。でも仕事をはじめると、最初の給料が出るまでお金がないから、どこにも家賃を払えず、アパートに入れなくて、はじめられない。どこかに、最初の給料がでるまで家賃を待っていて、後から借りた分を少しずつ返していくことができる宿泊施設はないかなあ？その方が国にとっても、生活保護よりもお金がかからなくていいはず。」彼は何か事情があつてか、生活保護は絶対いやだとのことでした。「原発の仕事は給料がいいみたいだから、少しやってそのお金ではじめようかなあ。」と、危険な仕事も考えているようでした。もし彼が言うような、仕事をし始める人への貸付のような制度を国が作ってくれたら、100%のお金が返ってくる保障はないかもしれませんが、確かに国にとって、生活保護よりは負担が少なくいいのではないのでしょうか？65歳以下の生活保護申請者で、仕事をするのが可能な人への就労指導が厳しくなっていて、申請中に却下される可能性もあります。そんな意地悪なことをしなくても、実際困っている方々の意見を聞いて、そこから何か新しい制度をつくるということはできないのだろうか？と、制度を作れるような立場にいないのですが、考えてしまいます。

東日本大震災により被災された方々にお見舞い申し上げます。

今回の東日本大震災ではふるさとの家を支援してくださる方々も被災されました。断水や停電で大変な中、レポートや写真を送ってくださり被災状況を知らせてくれた宮城の足立さん、ありがとうございます。ボランティアの岡田さんも聖公会の命を受け、2度目の被災地入りで奮闘されています。釜ヶ崎労働者も現地復興と自分の食い扶持のため、仕事に就こうと必死な中、「被災地で運転手の仕事」という契約仕事に行ったが実は「原発での給水作業」をさせられ大問題になりました。いまだ避難区域の境界で生活されている方をテレビなどで見るとなんともやり切れない思いがします。

住民票、選挙権運動への弾圧

今年4月5日、昨年7月11日の投票所でガードマンの仕事を妨害したと「公務執行妨害」でふるさとの家（私の家も）を含む14箇所の家宅捜索と7人の逮捕という大弾圧がこの釜ヶ崎でおきました。後に3人が釈放されるも、4人が起訴され拘留中です。この中の一人は日本基督教団の牧師です。これは2007年大阪市が釜ヶ崎労働者2088人の住民票を消し、選挙権が奪われたことから始まっています。大阪市の西成区選挙管理マニュアルには住民票削除から投票日までに住んでいた所が管理人や友人に確認できれば投票させるなど書いています。だから選挙がある度に、「住民票を削除された人でも投票できる可能性がある。投票所に一緒に行って確認しよう。一人でも投票できれば」と行動を行っていたメンバーです。弁護士さんが選挙は公務で行われていない。市民が投票管理をしているはずだと追求すると裁判官が罪状を変更、「威力業務妨害」に替わりましたが、とんでもない不当弾圧です。昨日、菅さんが辞意を表明し衆議院で不信任案否決になりましたが、解散総選挙になっていけば東日本大震災の被災者、原発事故による避難者の選挙権はどうなっていたのでしょうか。本当かわかりませんが、たまたま見たテレビの政治記者は「(投票の) 特別法も考えているそうだ。簡単にできるようだ」と言っていました。簡単にできるなら釜ヶ崎の労働者、野宿者に選挙権を保証すべきです。釜ヶ崎は行政や国に相手にされていないけれど、先駆けて問題と闘おうと弾圧されます。どんな問題でも早めに手を打ちモデルケースにすればいいのにもったいないなあ思います。

福島の子どもたちが危険にさらされている

原発事故により福島県の方々、特に子ども達が大変な目にあっていることを書きます。あるメールで「文部科学省が4月19日こどもの放射能被爆限度を年間1ミリシーベルト以下と言っていたものを急遽20ミリシーベルトまで引き上げて安全だとしてしました。文科省への抗議行動に参加を」というものでした。なぜ急に子ども

が放射線量を 20 倍受けても大丈夫となるのか????大人でなくこどもの被爆限度量が引きあがるとは????と根拠が知りたくなり文科省との交渉に参加することにし参議院会館へ。

一回目(4月21日)の交渉は130人ほどでした。まず勉強会で福島親たちが福島県や教育委員会に「放射線の量が多い地域は一時授業を中止して、再開のめどがたたない時は疎開させて教育の機会を保障して、その放射線量が多い場所を除線などをした後、放射線量が減れば学校を再開するように」と文書を出したすぐあとに、先の通知が出たとのこと。内部被爆も安全性も考慮されていない加減な通達により、それまで放射能汚染を心配する親や学校が屋内退避させていた子ども達を放射線の高い野外へ出すことになったことないなどを聞きました。交渉にでてきた若い役人は「放射線管理区域とはどういう場所を指すのですか」「福島県内の学校の76パーセント以上が管理区域以上の線量があったのは事実か」などの質問にほとんどの答えることができず「存じていませんでした」「持ち帰らせてください」「確認します」とまったく危機感がなく、原子力安全委員会は「決定したのは文科省、助言をしたのみ」だと逃げていました。

二回目(5月2日)の交渉400人ほどでした。小佐古参与の辞任の翌々日でした。最初の交渉は保育園や労働問題を管轄する厚労省でした。福島のSさんは袋に入れた土と線量計と一緒に役人に差し出しました。針は見えませんでした。針は見えませんが赤いランプがぴかぴか光りピーピー音がなっていました。それを見ただけでも普通じゃないと思いました。「あなたたちが安全だと言っている地域の学校の土です、ここに置かせて貰います」。厚労省も文科省と同様の対応をしていることに「労働基準法では18歳未満は放射線管理区域で働かせてはいけないのに管理区域の3倍以上の放射線量の場所で子供たちが遊んでいいんですか」「厚労省大臣が健康、労働の担当部署だし、厚労大臣も大人より子どもには特別な配慮が必要があると発言していたはずだから、そのことを文科省に伝え、指導しなさい」と厳しい意見が出ました。そして次に文科省と原子力安全委員会との話し合いになりました。二回目の交渉には前回の若い人とは違い次長、課長などが出てきました。最初に福島から来られたNさんは「ただただ、こどもの事を守ってほしいだけなんですよ、間違っているでしょうか」Sさんは「私達が福島県に出した文書を読んだ親ごさんから、Sさんこれは殺人です。学校はこの土(持参した)の上で遊んでいいと言うんですと泣いていましたよ!」と報告。署名と土を提出。文科省次長は「切実に受け取っている、われわれに答えられることは答える」と一瞬誠実に見えました。しかし前回出した16項目の質問に答えようとするものの言い回しを変えて言い訳しているだけでした。びっくりしたのは独自で校庭の土を剥がした郡山市に大臣が「やらなくてもいい」という発言をしたことを巡り、「やめてくれとは言っていない、やらなくても安全だ」という趣旨だと説明。「今後、他の自治体から相談があったらどうするか」の問いに「ブレーキはかけないが、やらなくても安全だと助言する」という発言に「その発言が実質ブレーキになる」など野次がとんだその時、次長が「ブレー

キはかけないがその（土の）処理が問題になる」と爆弾発言。「文科省、東電が引き取ってください、それを敷き詰めても安全なんでしょ」とSさんの怒りが爆発。一方の原子力安全委員会は「20 ミリシーベルトは容認できないと言った、昨日の記者会見でも言った」と思いっきり逃げに入り、基準が安全だと言った専門家は一人もいなかったことを暴露しました。

三回目（5月23日）は福島から来た県民（バスで70名ほど）を含め650人以上が直接、文科省に直訴するも部屋には入れてもらえず、玄関を上がって横の小さな空間に雨の中座り込んでの抗議。福島からバスで来た人だけにさえ、イス一つ出せない文科省の対応は最悪でした。トイレに行くのには文科省の中に入れてくれるのに。トイレまでの歩く距離が半端じゃなく、何なりと部屋はあると推測できるのに。話し合いはとにかく「20 ミリシーベルトも暫定的に夏休みまで」という文科省に「夏休みが今来たと思って前倒しにして基準を撤回してよ」と文科省との折衝をしてくれた社民党の福島みずほさんも必死に訴えていました。与党民主党からも3人の議員が参加していました。中学生の男の子が「安全だといえますか」との発言に「安全だ」という一言が言えない文科省次長。「政務三役を呼ぶように、いなかったら呼び戻せ」とみんなの怒りに、出かけた役人は結局帰って来ずでした。

5月27日ようやく文科省は当面の対応（今年度）についてと記者会見を行い、「線量の低減の向けての取り組み積算線量計を福島県の公立の全学校に配布する。1 ミリシーベルトから20 ミリシーベルトの暫定的措置に沿って・・・当面（今年度）は1 ミリシーベルト以下を目指す。空間線量が毎時1 マイクロシーベルトを越える地域については土壌に関して児童等の受ける線量の低減策を講じる設置者に10割国が負担する」と一歩前進はしましたが、まだまだ問題はたくさんあります。交渉の場に行って野次しか飛ばせませんでした。福島の親の苦悩、パワー、冷静さに接することにより、本当に全国のみんなが福島の子供たちを守らないとだめだと痛感しました。

4月11日、福島県南相馬市にブルーシート100枚、軍手10ダース、ゴム引き手袋10ダース、土嚢袋350枚、長靴90足の支援物資を送りました。

ボランティア紹介

河村さん 週二回、2階詰め所のボランティアに来てくださっています。初日からおじさんたちとおしゃべりして笑っている姿は10年選手のよう。集会や会議にも積極的に参加され、友達もすでにたくさんいるようです。

「ふるさとは遠くに在りて想うもの。」そんな言葉を耳にしますが、私にとって故郷は何処かと聞かれると考え込んでしまいます。幼少時代から養護施設を転々とし、社会人となっても拘禁生活を余儀なくされる人生を歩んで来たからにはほか有りません。

しかし、そんな人生を変えるきっかけとなったのが、ある人との出会いでした。そこから私は、人として生きる道・自分と他人を大切にする人生を覚えたのです。40歳からのスタート・・・厳しい自己との闘いを通して、巡り合えた「心のふるさと」が、この、「ふるさとの家」です。

こんな愚かな自分でも、用いて下さる場所がある。自分を必要として下さる場所がある。それは私にとって、とても大切な「ふるさと」となっています。決して遠くはないふるさと。

人との出会いは不可思議なものです。それを善とするか悪とするかは自分自身の価値判断・自己責任とも言っても過言ではありません。

この「ふるさとの家」では、色々な方たちと出会います。時に、激しい怒りを感じる方とも出会うのは紛れもない事実であり、決して綺麗事ばかりでは無いのは確かです。しかし、自分自身が人生転換出来たように、路上生活を余儀なくされている方々に、ドヤ街で独り寂しくされて居る方々の一人一人が、自分自身が価値の有る一人の人間である事を訴え続けて行く重要性を感じてやみません。

それは、私自身の心の故郷である、「ふるさとの家」が大切で有るから・・・。そして、人との関わりの中で自分に大切なものが観えるからです。

最後に、ある出来事を綴らせて頂きます。私は一般的に言う、クリスチャンです。夜回りが有ったその日、私にとって大切な洗礼記念日でした。しかし、誰ひとりとして「おめでとう。」のひとつ言葉をかけてくれません。気が滅入り、酷く寂しかったのを覚えています。ある一人の路上生活をされて居る方と話をして居る時の事でした。オッチャンは、一個の赤いリンゴを差し出し、私にこう言われました。「あんちゃんは、話もキチンと聞いてくれていい奴やなあ・・・。これでも食って、元気付けてや。」・・・私は、そこにイエスさまを観たのです。紛れもないイエスさまの祝福でした。

このような祝福・このような人の温もりを何度この「ふるさとの家」で感じた事でしょう。

どのような宗教であれ、人の心の痛みは人の心でしか癒せない真実を説き明かしているのは紛れもない事実です。人と人との交わり・出会いを大切にする「ふるさとの家」此処は、決して遠く離れていない私の故郷はこの「ふるさとの家」に在ると思います。

茨城県日立市にて

2階「ともの広場」より

堤年弘（ボランティアスタッフ）

年々、世界各地の氷河の氷が解け続け、氷河はどんどん後退した肌をあらわになっている現象などは顕著な暖冬の例なのでしょうが、逆に、ここ二、三年、日本などで厳しい寒さに見舞われています。

ここカマガサキでも、五月に入って寒い日が続きました。当然、北にお住まいの方々は春の到来を待ち侘びて過ごされていたのではないのでしょうか。

こんな時期に追い打ちをかけるように、突如東北を中心とした大震災が起こったのですから、老齢、病弱の方も着のみ着のまま、やっと避難所にたどり着いたものの、そこは暖房もない学校の体育館など、たちまち風邪をこじらせたりして、多くの方が亡くなりました。このような状況を、野宿を余儀なくされている X さんは、かつて家族との絆を無くしてしまった時のこと、しかも今は病気がちのしんどさもあって、つらい被災者の気持ちがようわかるなあと呟いていました。

さて、08年末の東京の「年越し派遣村」設置がきっかけになって、しんどい環境の若年層にも生活保護が受けやすくなりました。勿論60歳を過ぎた X さんのように複雑な家族関係、個人的な理由もあって生活保護申請がしづらい人や、仕事のない高齢者ですが、元気なうちは「オカミ」（人びとの出す税金）のお世話にならないと、あき缶集めて生活している人もいます。

現在、カマガサキには推計で2万5千人が住み、生活保護受給者が9千人、3人に1人の割合になります。最近の新聞には、釜ヶ崎 生きがい失い 闇金の沼 ギャンブルはまり標的に とセンセーショナルな見出しの記事を載せています。この事情に詳しくない人がこれを読めば、一般的にこの街は、そしてここに住む人たちは大変問題だと見るでしょう。そこで、この街を含めて、全国最多の生活保護受給者を抱える大阪市は、受給者を食い物にする貧困ビジネスの頻発、年金制度との不整合など矛盾が顕在化し、国民の不公平感や倫理の欠如を招いているとして危機感をもち、抜本改革を全国市長会からとして国に働きかけをしています。5月30日には、費用抑制のため生活保護の見直しをするべく国と地方の協議会がスタート。保護を期限つきにするとかの制度を盛り込んで、8月をメドに結論を出そうとしています。

大阪市はすでにガイドラインを策定、各区に通知をだしています。その中で65歳以下の健康で就労能力がある人が対象の生活保護の場合、担当職員は求職活動をした報告書を求め、就職面接の回数などから働く意志の有無を判断し、就労の意志なしと上司と協議して決定すれば申請を却下するとしています。

しかし厚労省の基準でも、こう言った求職活動の状況だけで生活保護申請の却下をすることは今のところ認めていないのです。働く意志を判断する場合は、生活歴、

神宿る

東日本大震災。海がいつも簡単に防潮堤をのり越え、人や家、車や船をおもちゃのように流していた。建屋の爆発、放射能漏れ、原発事故が追い打ちかける。繰り返される映像に言葉を失い、テレビの前でも被災する。

地球が熱を出せば山が火を噴き、せきやクシャミをするたびに、

女の気持ち

あちろこちろで地震が起る。節々の痛みが寝返り打てば、巨人の咆哮にも似た大津波。そのしわよせは、決まって、つましく生きている弱いものがひっかぶる。人間は地球の痛みを思い及ばず、線引きしては小競り合いを繰り返し、我が物顔で荒らしている。ほんとうは自分のものなんて、何も無いのに。私たちはこの地球に、ただ棲まわせてもらっているだけ

……。ガレキと化し、何もかも失った地上に小さな光をともしたのは、子供たち。不安と悲しみを心の底にたたみこんだ、花のような笑顔に救われる。小さな光は電波のようになって世界中を駆けめぐる。コンビニで、お菓子を手にした子供が、そのお菓子を元の場所へもどし、握っていたお金を募金箱に入れた。だれもが被災地の人々

に思いをさせて、生きている事に感謝する。

他人の痛みを自分の痛みと感じた、この痛さにこそ、この痛さにこそ……。

大阪府高槻市

吉田 享子 主婦・63歳

◇

係から 投稿は返却しません。また不採用の場合の連絡もしませんので、ご了承下さい。

職歴、地域の求人状況などを考慮すべきであって、求職活動の回数などで機械的に申請を却下していることには絶対反対しなければなりません。

夏場、「ふるさとの家」にやってくる労働者は冬ほどではありません。2階も同様でゆったりとテレビを見ている人、夢中になって将棋を指している人、仲間たちと雑談に花を咲かせている人、最近では三三五五、若い人もくつろいでいます。50過ぎで小柄のAさんが、トイレ近くで拾ったと50円硬貨を詰め所に届けて来られました。若くは見えますが、厳しい日雇い仕事には今は無理なようで、空き缶集めを主な収入にし、シェルターに泊まったり、野宿を余儀なくしています。彼が届けでた50円は、空き缶1個1円としたら50個分、すぐに集められる数でもありません。私は一瞬50円の受け取りを躊躇しました。

しかし真面目な彼の目を見たとき、預かりますと言葉がでました。最近へたり気味の私ですが、釜ヶ崎通いはやめられそうにありません。

事務室より

☆ 2010 年度会計報告（2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日）

単位：円

収入の部		支出の部	
前期繰越金	1,833,957	人件費	15,431,079
寄付金	27,347,480	活動費	4,729,002
受取利息	52,339	修繕費積立金	3,000,000
		次期繰越金	6,073,695
合計	29,233,776	合計	29,233,776

☆ 寄付金内訳

単位：円

個人	20,449,039
教会・修道会・学校	4,965,321
バザー・カンパ・他	1,933,120
合計	27,347,480

★ 社会福祉法人への寄付金控除について

1.個人：寄付金控除

寄付をした個人は、確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄付金控除が受けられます。

(次のいずれか低いほうの金額) - 2 千円

- イ. その年に支出した寄付金の合計額
- ロ. その年の総所得金額等の 40%相当額

2.法人：法人税法上損金算入

寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

1) 一般損金限度額

資本金の金額×2.5/1000×事業年度の月数/12+当該事業年度の所得金×5.0/100×1/2

(この限度内であれば、任意団体、NPO 法人への寄付も損金算入されます。)

2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金限度額

3) 上記 1) と 2) の限度額は併用する事ができます。

※ 寄付金控除を受けるため確定申告時には「領収書」が必要ですので、大切に保管していただくようお願いいたします。

公的支援に頼ることなく皆様のご支援で今年度も維持運営できました事に感謝します。

藤井

ふるさとの家で必要なもの

- *特に不足しているもの 靴下（男物）・かみそり・ライター・石けん・タオル
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）
- お菓子（誕生会に） ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18～20cmの片手鍋（それ以外は使えません）
- 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カップ・傘）
- 洗剤 ●使いきりマスク ●大きめの紙袋
- 運動靴(スニーカー)、大きいカバン（ポストンバック・リュック）
- 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません）

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

- × 布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。
その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

(ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。)

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜、乾物
など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、

月曜から金曜の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。